

令和7年度 第2回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和7年10月1日（水）午後2時～午後4時15分
総社市役所6階 会議室608

委員 委員長 杉野 令
委員 山田 孝延
委員 山本 愛子 3名全員の出席であり委員会は成立

次第

- 1 開会
- 2 議題

(1) 報告事項

- ①少額随意契約をすることができる基準額の引上げについて
- ②審議対象期間の契約状況について

(2) 審議事項

- ・審議対象案件の審議

（事務局）今回は7件を審議案件としています。

選定理由ですが、随意契約が適正か、見積徴取先をどのように選定しているのか、落札率が低い理由は何かなど、確認のために選定しました。また審議対象期間中で最も高額であったことから一般競争入札の旧庁舎解体工事を審議対象としています。

抽出案件（審議順）

契約方法	担当課	工事又は業務名
随意契約	山手公民館	総社市山手公民館非常用放送設備取替修繕
随意契約	文化芸術課	総社市雪舟生誕地公園イベント運営業務委託
随意契約	教育総務課	神在小学校 南西門扉取替改修
随意契約	企業誘致商工振興課	市制20周年記念ありがとう商品券事業 商品券販売業務
随意契約	地域応援課	総社市道路維持管理（三須方面）業務
指名競争入札	文化財課	史跡福山城跡福山合戦慰霊塔修復業務
一般競争入札	契約検査課	総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター解体 工事

委員からの意見・質問、それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
○総社市山手公民館非常用放送設備取替修繕 ・今年5月の消防点検で指導を受けたとのことだが故障はいつからか。 ・修繕は当初から予定していたのか。 ・落札率が低い、が、予定価格はどのように設定したのか。 ・参考見積りを取った業者は、今回落札した業者と同じか。 ・落札業者は他の業者と比べて見積り金額がかなり低い、その理由はなにか。問題なく作動するのか。 ・今回の案件で5号を適用しているがその理由は何か。 ・5号は災害時を想定したものではないか。 ・今回の案件は1号でも適用できる案件だが、少額随契ができる案件の場合は、どうしているのか。	(山手公民館) 放送設備は、公民館建築時に設置された設備で設置後34年が経っており、老朽化で故障状態となった。保守部品もなくなっているため、火災などの緊急時に放送ができるよう設備を取り換え改修修繕するもの。 ・以前から使えたり、使えなかったりしていました。消防点検の時には全く使用できなくなっていました。 ・予定していなかったが、指導を受けて早急に修繕することにしました。 ・参考見積りの金額を参考にしました。 ・落札した業者ではありません。 ・理由は分かりません。機械は仕様書に記載した内容の要件を満たしており、問題なく作動しています。 ・緊急性があるとの判断で5号を適用しました。 ・利用者に何かがあったときに、非常に不利益になるということで判断しました。 ・(事務局) 他の号の理由と併合した場合は1号を優先適用としています。今後、研修等を通じ周知して参ります。
○総社市雪舟生誕地公園イベント運営業務委託 ・イベントの有償ボランティアの日額が2,200円であるが問題はないか。	(文化芸術課) 雪舟生誕地公園でのイベントの企画立案及びイベントに必要な物品の調達・搬入・搬出・設営・運営の委託 ・有償ボランティアは屋台などの出店も兼ねた人物で、1日中ずっとイベントのボランティアとして関わってもらうものではありません。

・有償ボランティアとして出てもらうのであれば、適正な額を支払うようにしてください。 ・業務名はイベント運営委託業務となっているが、企画や立案を含んでいるのか。 ・企画内容が決まらなないと、見積りができないのではないか。 ・毎年同じ内容か。 ・見積りの積算がしやすくするような仕様書にできないか。 ・毎年同じ業者に委託しているのか。 ・1者から見積りを取っているが、他にできる業者はないのか。 ・市内の業者でないといけないのか。 ・地域の団体であるとか、市内の大学や高校のクラブ社などに社会活動の一環で参加してもらうことはできないか。 ○神在小学校南西門扉取替改修 ・今回の業者は、昨年、別の門扉の修理をしたとのことだが、その際に校内の門扉の点検はしていないのか。 ・施設の定期点検はしているのか。 ・事故後、市内の学校の点検はしたのか。 ・教育施設に限らず、市が所有する公共施設についても点検してほしい。	・含んでいます。 ・前年までの開催状況を参考に積算をしてもらっています。 ・同じではありません。ファミリー向けのイベントで、屋台の出店があるという点では同じです。イベントの詳細な部分については契約後に話し合いをして決めています。 ・分かりやすくしていきたい。 ・今年で4回目だが、業者は途中で代わっています。最初の業者は人員不足となり、今の業者に代わりました。 ・市内にはないと聞いています。 ・（事務局）業者の育成の観点から市内を優先的に採用するように指導しています。 ・検討していきたい。 （教育総務課） 南西門の扉が老朽化によりレールから脱線し、児童がケガをしたため、門扉の取替改修するもの。 ・していません。 ・法定の点検はあるが、門扉の点検は項目に入っていない。施設ごとで日常的な点検を行っています。 ・各学校に連絡し、危険個所の報告を受けました。
--	---

・事故後、応急修繕を行ったとのことだが、その修繕業者はどのようにして決めたのか。 ・今回の修繕は応急処置をした業者と1者随契したのか。 ・ハード面での処置だけでなく、扉の開閉についてのソフト面でのルールはあるのか。 ・見積りが出てすぐに契約しているが、見積書の内容の精査ができているのでしょうか。金額の提示が1者だけだと金額が適正かどうかの判断が難しいので比較のためにも複数者から見積りを取ることを検討してほしい。 ○市制20周年記念ありがとう商品券事業 商品券販売業務 ・これまでもこの商業施設のみでの販売か。 ・販売箇所がこの商業施設だけだと、経済効果のある場所がここだけに限られなることにならないか。 ・他の商業施設での販売は考えられないか。 ・販売場所の選定理由として「近隣住民や高齢者にとって欠くことのできない施設であること」としているが、消費者がどこで購入しているかというデータはあるのか。 ・利便性ならコンビニでの販売でもいいのではないのでしょうか。市民の消費行動の検証データをしっかり把握していただきたい。 ○総社市道路維持管理（三須方面）業務	・エクステリアを専門的に扱う市内業者なので早急に対応できると考えました。 ・そうです。 ・大人が開閉するルールになっています。 （企業誘致商工振興課） 商品券の販売及び販売代金の徴収業務等について、市民の便宜を図るため、過去にも実績があり、地域に密着した市内最大の商業施設に委託しようとするもの。 ・過去の商品券事業で、郵便局で販売したことがあるが、それ以外ではこの商業施設だけです。 ・販売は公共施設でも行っています。この商業施設では全体の45%を販売しています。市内の450店舗で商品券が使えるので、経済効果は市内一円にあると考えています。 ・この商業施設にはサービスカウンターがあり販売に最適と考えています。 ・乗り合わせの公共交通の「雪舟くん」のデータがあります。 （地域応援課） 市内三須方面での道路の維持管理（舗装補修、蓋版補修、道路陥没、側溝清掃、倒木除去、落石浮石除去、道路パトロール）を委託するもの。
---	--

・落札率が低い理由はなにか。 ・この案件には最低制限価格の設定はないのか。 ・各方面の区域はどうやって決めたのか。 ・方面で金額の差が大きいところがあるのはなぜか。 ・市からの指示にすぐに対応できない場合はどうするのか。 ・その場合の金額は、当初に契約した業者の契約金額となるのか。	・予定価格については基準に基づいて積算した金額としています。入札金額については業者が頑張ってくれたのかなと思っています。 ・仕様書での発注なので、最低制限価格の設定はありません。 ・旧村や大字での単位を基に区域の設定をしています。 ・理由はわからないが、業者ごとの判断によるものです。 ・その地域ですぐに動いていただける別の業者を選定して対応しています。 ・そうなります。
○史跡福山城跡福山合戦慰霊塔修復業務 ・各社の入札金額に開きがあるのはなぜか。 ・最低制限価格はないのか。 ・作業は問題なく終了したのか。 ・今の状況、今後の作業はどうなるのか。	(文化財課) 史跡福山城跡内にある慰霊塔は、戦前の南朝顕彰を記念して建てられた史跡の副次的価値を有する構造物である。その慰霊塔の石柱が傾斜し倒壊する恐れがあり、今後現況の石柱・石柱の土台を再利用しつつ修復する必要がある。そのため、今回の業務では来場者の安全確保及び石柱・石柱の土台の劣化状況を把握するため解体作業を行うもの。 ・市では、石積みの石材が再利用できない場合、産廃処理することとしていたが、今回落札した業者は現地を確認し、石材は再利用できると判断したので撤去処分に係る費用が押さえられたものです。 ・仕様書での発注なので、ありません。 ・仕様どおりに7月に完了しました。 ・現状は石積みを解体し、傾いていた石柱は横倒しにしてブルーシートに包んでいます。石材のひび割れの調査を終了したので、今後は石柱の組み直し作業を行います。作業については解体した業者に依頼します。 (事務局) 入札業者の目線を合わせるため、現地で説明会を開催し、条件をそろえてから入札するように考えていきたい。

・組み直す作業は、随契で発注するということか。 ・業務名が修復業務とあり、仕様書では劣化状況を把握するため解体作業となっている。劣化状況の把握をして修復する業務はどうなるのか。その場合、業務名は解体業務とすべきではないか。 ○総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター解体工事 ・低入札価格調査では、点数を付けるのか。 ・調査会の委員は誰がするのか。 ・もし調査会でダメとなったら、失格した業者に内容を伝えるのか。 ・これまで審査で落ちた業者はあるのか。 ・入札参加条件で実績を不問としているのはなぜか。 ・低入札価格調査はどういった工事に採用しているのか。 ・低入札価格制度を採用した方が、より低価格で契約できるのであれば、もっと取り入れるべきでないか。 ・失格基準価格と低入札価格調査基準価格は何%～何%というのは決まっているのか。	・内容や現場の状況を熟知しており、作業を効率的に行えることから随契としています。 ・状況の把握は文化財課で行い、その後、修復する業務を別工事として発注します。適正な名称となるようにします。 (契約検査課) 総社市役所旧庁舎解体工事一式。 ・点数は付けません。契約の内容がきちんと履行できるかどうかを 11 の項目について調査を行います。 ・総務部長や対象工事の所管課長、設計担当者などが委員になります。 ・調査した業者に内容を伝えて、次の業者の調査会を開きます。 ・知るかぎりではありません。 ・解体工事は、公共工事の案件が少なく実績となりにくい業種となります。工事のスケジュールを考え、入札に参加する企業を確保するため実績不問としました。その代わり技術力等を担保するため、経審点数が 1000 点以上の業者を入札可能条件としました。 ・議会の議決が必要な 1 億 5000 万円以上の案件と解体工事に採用しています。 ・議会の議決が必要な高額な案件については、ダンプや下請け企業へしわ寄せが無いようにチェックをするため低入札価格制度を採用しています。 ただし調査会を開催するには、書類の提出など業者の負担も大きく、入札から落札までをスピーディーにするためにも議決案件以外の案件については採用していません。 ・一律ではありません。設計書の直接工事費や仮設工事費に定められた率をかけたものを積み上げて算定しています。失格基準価格、低入札価格調査基準価格は、ともに 0.75～0.92 の間で定めることとなっています。
---	--

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回定例会ですが、令和8年2月3日(火)午後2時からで各委員の日程確保をお願いいたします。次回の選定の当番は杉野委員長になりますので、よろしくお願いします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和7年度第2回の委員会を終了します。